

瀬戸市信用保証料補助金のご案内

対象者（以下の要件をすべて満たす方）

1. 市内において主たる事業所を有する方
2. 以下①から③のいずれかの融資を受け、保証協会へ保証料を一括して支払った方
 - ①瀬戸市を經由して愛知県小規模企業等振興資金の融資を受けている方
 - ②愛知県経済環境適応資金のうちの下記の融資のいずれかを受けている方
 - ・セーフティネット（セーフティネット保証1号～8号）
 - ・経営あんしん ・経済対策特別 ・新型コロナ借換 ・創業等支援
 - ③瀬戸市の融資制度瀬戸市小口事業資金の融資を受けている方
3. 融資実行日から3か月以内である方
例：融資実行日が令和〇年4月16日の場合、令和〇年7月15日までにご申請ください。
4. **市税の滞納がない方**（法人の場合は代表者を含みます。）

補助金の金額

信用保証書に記載された保証料の額（回収条件がある場合は、保証書に記載された保証料から回収分に係る返戻保証料を控除した額）の**50%**（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て）とします。

ただし、上述の額が**15万円**を超えるときは、**15万円**とします。

（**創業等支援資金**を受けた場合のみ、上述の額が**20万円**を超えるときは、**20万円**とします。）

なお、回収条件がある場合であって、その回収条件となっている融資が国、県等の保証料の補助を受けている場合は、その借換により、国、県等に返戻保証料が発生しており、補助金額の再計算をすることがあることから、申請額よりも補助金額が減額される場合があります。

その場合は、交付決定通知書により申請者宛に補助金額を通知します。

補助金の交付は、同一年度1回に限るものとします。

必要書類

1. 第1号様式（第5条関係）瀬戸市信用保証料補助金交付申請書
 2. 第2号様式（第5条関係）同意書
 3. 第3号様式（第5条関係）補助金交付申請額計算書
 4. 第5号様式（第7条関係）瀬戸市信用保証料補助金交付請求書（日付及び金額は**未記入**でご提出ください。）
 5. 信用保証書の写し（回収条件がある場合は、**返戻保証料通知書の写し**も必要です。）
- ※ なお、補助金の申請は毎月20日にとりまとめをし、翌月下旬のお支払いを予定しております。

担当 瀬戸市経済文化部商工観光課商工金融係

電話 0561-88-2651（ダイヤルイン）

FAX 0561-82-2931